

## 2020 然別湖冬期遊漁レギュレーション

### 【遊漁の期間】

- ① 令和2年 3月1日（日）～ 3月22日（日）の22日間
- ② 気象状況により予約が入っていても開催期間を短くする場合がある。

### 【遊漁時間】

- ① 午後1時から午後4時までとする。（実釣りの終了は15:30、データ記入し、16:00終了）

### 【遊漁水域】

十内区第2号区画漁業免許漁場における、鹿追町国有林（東大雪）2167、2168林班界と、2163林班ろ小班とは小班林班界より北側へ約420mの岬の突端地点を結ぶ線の南側水域のうち主な開催場所は3の湾内とする。

申請区域は、水の流入等により湖岸付近の氷の厚さが不十分で危険な可能性があることから、湖岸から50m以上離れた湖上に設定する。区域の形状は設営や維持が簡便であり、釣り人が申請場所内で遊漁を行っていることが管理しやすいように長方形とする。区域の幅は湖岸から50m以上離れており、かつ可能な限り広い範囲で遊漁が行えるように、南北方向に140m取る。奥行は湾の形状が風雪を十分防げると思われる距離（十内区第2号区画漁業免許漁場における、鹿追町国有林（東大雪）2164、2163林班界から南側へ1140mの突端地点と2163林班ろ小班・は小班的林班界より南側へ約200mの岬の突端地点を結ぶ線の内側）として、東西方向に160m取る。日や時間により魚が回遊するため、遊漁者が釣穴を移動することを考慮し、また今後の実施において必要になる面積や位置を検討するために、今回の申請区域を140m×160mとする。

### 【遊漁方法】

- ① 湖上穴釣 20人/1日

### 【遊漁料】

1日 大人 1,360円

ただし、同行する中学生以下については、340円とする。

中学生以下については、保護者同伴とする。

### 【釣法の制限】

- ① ルアー及びエサ釣りのみの遊漁とする。（エサの種類については申込時に確認）
- ② ワーム（ゴム・ラバー製）の使用は禁止する。
- ③ 撒餌は禁止する。

### 【釣穴について】

- ① 穴の大きさは、直径16cm以内とする
- ② 穴は遊漁管理者が用意するが、遊漁者自身が開ける事も可とする。

### 【釣具（釣り針）の制限】

- ① すべて返しのないシングルフックのみとする。
- ② ミノーに限り、シングルバースプレフック2本の使用を試験的に許可する。  
ただし、バランスをとる目的のために1箇所には2本のフックを付ける事は禁止。
- ③ サビキは禁止する。

### 【釣具（釣り竿）の制限】

釣竿は実釣時に1人1本のみ使用可能。（予備竿の持込は制限無し）

### 【キャッチアンドリリース】

- ① オショロコマ（ミヤベイワナ）は試験的に2匹までキープ可とするが、キープの必要の無い方は、飲み込ませないようにして、なるべく触らずに、リリースする事。キープする場合は、1匹目と2匹目に釣り上げたオショロコマ（ミヤベイワナ）のみとする。
- ② 本来2本キープ、もしくはキープせざるを得ない状況になった場合、その方の釣りは終了となるが（バースプレフックとはいえ、のど奥に飲み込まれるとリリースは、ほぼ不可能となる）、今回は、研究機関での検体調査もあり、3匹目以降はキープせざるを得ない場合は、係の方で回収をする。
- ③ 上記以外の魚種については持ち帰り制限無し。

【テントの制限】

テントは遊漁管理者が用意した物に限り希望者が利用することが出来る。

【火気について】

- ① 火気の使用については、ガスカートリッジ式シングルバーナー1台のみとし、あくまでも暖をとるためのみ使用を許可する。
- ② 油脂類の使用は禁止する。

【飲食について】

調理を伴う飲食は禁止とする。

【資源調査の協力】

- ① 調査員（釣り人）へは遊漁の際に釣穫資源調査を依頼するものとする。
- ② 釣った魚は調査項目にしたがって調査用紙に記入し遊漁終了時に提出する事とする。

【調査の目的】

- ① 釣りによるオショロコマ（ミヤベイワナ）等の尾数調査を実施し個体数の把握を行い、適正尾数に向けた調整を施し資源の維持・安定化を図る。
- ② 遊漁による魚体への影響調査。
- ③ なお、トータルキープ数が、期間中に予定に達した場合は、状況で終了期間前に禁漁とする可能性もある。初めての試みため様々な機関と相談し臨機応変に対応する。

【迷惑行為】

一般的なモラルに反する行為や監視員の注意、警告に従わない場合は退場して頂く。

【罰則規定】

遊漁規則違反者及び密漁者に対しては、鹿追町の条例が適用され、しかるべき法的措置を取るとする。

【遊漁について】

然別湖は、大雪山国立公園内に位置し、周辺地域（湖面は第1種、西岸は第2種特別地域）は、貴重な天然林・稀有な高地植生を有し、ナキウサギ・シマフクロウ等の希少な野生生物の生息地となっている。また、北岸水域とそこに流入する河川は然別湖の固有亜種であるオショロコマ（ミヤベイワナ）の生息地として北海道の天然記念物に指定されている。これら貴重な自然環境への影響を最小限に抑えるべく、遊漁を行う際には監視員の指示に従ってこれを行うものとする。釣り人が自然環境に悪影響を及ぼす恐れのある行為が見られた場合は指定区域を一時閉鎖する場合もある。また、指定された区域までは2の湾から徒歩での移動とする。

■許可条件

- ① 指定された区域のみ監視員の指示に従い遊漁を行うこととする。

